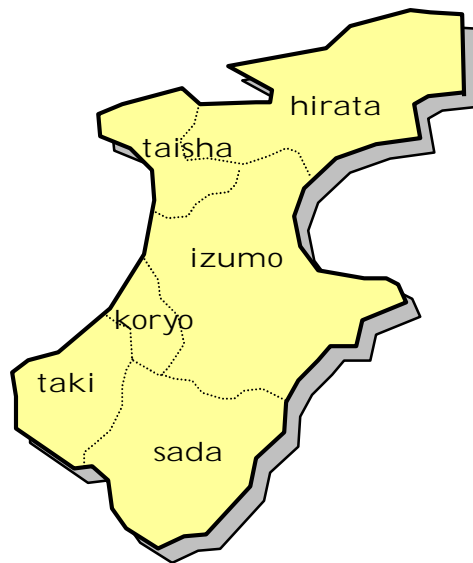


第 1 回 出雲地区合併協議会

会議資料



日 時：平成 16 年 3 月 31 日（水）午後 3 時

場 所：出雲市今市町 ラピタウェディングパレス

出雲地区合併協議会委員等名簿

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出雲市	にしおまさひろ 西尾理弘	みかみたつお 三上辰男	てらたまさひろ 寺田昌弘	にしだいくろう 西田郁郎	ふくだやすとち 福田康伴	ますはらひさこ 増原久子
平田市	ながおかひでと 長岡秀人	つねまつよしゆき 常松吉幸	ひのよしゆき 日野恵行	はらだせいぞう 原田清造	くまがいみわこ 熊谷美和子	いいつかとしゆき 飯塚俊之
佐田町	あらかし たかし 荒木 孝	ふかいてつお 深井徹郎	やまもときょうたろう 山本京太郎	いいつか つとむ 飯塚 勉	わたなべよしはる 渡部良治	みしまたきこ 三島多喜子
多伎町	いとう ゆたか 伊藤 裕	なぎらかずとし 柳樂和利	さかね まもる 坂根 守	いしとび ただし 石飛 正	いしとび え み こ 石飛エミ子	いしとび たけし 石飛 赳
湖陵町	くわはらとしゆき 桑原壽之	たちばなよしなり 立花祺也	おむらひろゆき 小村宏行	なぎらかずお 柳樂和夫	みはらしんじ 三原伸治	いまおかしゅんこ 今岡純子
大社町	たなかかずひこ 田中和彦	さぬきよしたか 佐貫吉孝	こぶくやすまさ 古福康雅	むるやりゅういち 室家隆一	きむらまきえ 木村槇江	いわいしひでかず 岩石秀一
共通委員				ばんだいのぶお 萬代宣雄	[いづも農協代表理事組合長]	
				えだこたか 江田小鷹	[出雲商工会議所会頭]	
				みよしきよふみ 三好清文	[平田商工会議所会頭]	
				いまおかにざえ 今岡仁左恵	[佐田町商工会会会長(4町代表)]	

会長、 副会長

顧 問	たじまよしすけ 田嶋義介 [島根県立大学総合政策学部教授] よしはらひろつぐ 吉原弘次 [島根県出雲総務事務所長]
-----	--

監査委員	
------	--

出雲地区合併協議会幹事会名簿

所 属	助 役
出雲市	野津邦男
平田市	加田幹男
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	山根貞守
大社町	藤原博志

幹事長、 副幹事長

各市町合併担当部課長名簿

所 属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
	児玉進一	出雲市総務部次長
	山田俊司	出雲市総務部合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
	松田隆昭	平田市総務部総務課長
	川瀬 新	平田市総務部総務課合併推進室長
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
	佐貫 守	佐田町合併対策室課長補佐
多伎町	森脇悦朗	多伎町地域振興課長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

出雲地区合併協議会事務局職員名簿

役 職	氏 名	所属市町等	備 考
事務局長	妹尾克彦	出雲市	総括
参 与	柴田政樹	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長 兼 計画班長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班（新市建設計画、財政計画関係）担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当
総務班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
調整1班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
調整2班長	山本 積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
調整3班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
総務班員	長廻修一	出雲市	
計画班員	妹尾淳也	出雲市	
	松浦健一郎	大社町	
調整1班員	林 辰昭	出雲市	
調整2班員	原 康正	平田市	
調整3班員	金築教治	平田市	

第 1 回出雲地区合併協議会会議次第

日時：平成 16 年 3 月 31 日（水）午後 3 時～

場所：出雲市今市町 ラピタウェディングパレス

1 開 会

2 会長あいさつ

3 出雲地区合併協議会設立の経緯について

4 議 事

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 報告事項

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 報告第 1 号 | 出雲地区合併協議会規約について |
| 報告第 2 号 | 出雲地区合併協議会幹事会規程について |
| 報告第 3 号 | 出雲地区合併協議会専門部会規程について |
| 報告第 4 号 | 出雲地区合併協議会分科会規程について |
| 報告第 5 号 | 出雲地区合併協議会事務局規程について |
| 報告第 6 号 | 出雲地区合併協議会事務局参与設置規程について |
| 報告第 7 号 | 出雲地区合併協議会財務規程について |
| 報告第 8 号 | 出雲地区合併協議会委員等の公務災害補償の取扱いについて |
| 報告第 9 号 | 平成 15 年度出雲地区合併協議会予算について |

(3) 議案事項

- | | |
|---------|-----------------------|
| 議案第 1 号 | 出雲地区合併協議会会議運営規程について |
| 議案第 2 号 | 出雲地区合併協議会小委員会設置規程について |
| 議案第 3 号 | 出雲地区合併協議会会議傍聴規程について |

- 議案第 4 号 出雲地区合併協議会会議録等公開規程について
- 議案第 5 号 出雲地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- 議案第 6 号 出雲地区合併協議会監査委員の選任の同意について
- 議案第 7 号 出雲地区合併協議会会議運営申し合わせ事項について
- 議案第 8 号 平成 16 年度出雲地区合併協議会予算について
- 議案第 9 号 出雲地区合併協議会のスケジュールについて
- 議案第 10 号 出雲地区合併協議会合併協定項目について
- 議案第 11 号 新市建設計画策定方針について

5 その他

- ・ 今後の協議会開催予定について
- ・ 合併準備体制について
- ・ 財政シミュレーションについて

6 閉 会

2市4町市長・町長会議での協議経過

1 合併協議会の設置について

2市5町での合併協議が斐川町の離脱により終結した後、新たな合併の枠組みについて、離脱による影響の検証をはじめ、国、地方のより厳しい財政状況を勘案するとともに、圏域内の議会、住民の意向集約等を行ってきた。

この結果を踏まえて、2市4町で対等新設合併による新たなまちづくりを目指すこととし、出雲地区合併協議会を設置するものである。

2 財政シミュレーションの作成について

新市の財政計画策定に資するため、下記の要件を踏まえて策定した。

- (1) 斐川町離脱の影響
- (2) 三位一体改革（平成16年度地方財政対策）の影響
- (3) 合併に伴う削減経費（一般職の定員目標）
- (4) 国県財政支援措置（合併特例債）

今後、この財政シミュレーションをたたき台として、合併協議の中で、新市建設に対応出来る長期的に安定した行財政運営を行えるような財政計画を策定していく。

3 一般職の取扱いについて

現行普通会計職員1,250人から255人を削減し、合併10年後の定員目標を995人とする。（削減効果 8,856百万円）

4 合併特例債の取扱いについて

普通建設事業の事業量の確保、起債制限比率の推移、財政余力（形式収支、基金）等を総合的に勘案し、発行可能限度額497億円を活用する。

5 基金の取扱いについて

- (1) 財政調整基金・減債基金

2市4町の平成15年度標準財政規模（臨時財政対策債を含む）の8%を持ち寄り、基金として積み立てる。

- (2) 特定目的基金（取扱い方針）

2市4町の特定目的基金については、全て新市に持ち寄り、財政調整基金へ繰り入れるものと特定目的基金として引き継ぐものに分類して活用することとする。

6 一部事務組合の取扱いについて

合併に伴い、関連する一部事務組合については、解散を基本とする。

斐川町との共同処理事務や財産の取扱いについて、合併協議会設置後、具体的に協議をしていく。

7 地域自治組織について

国の制度化の動向や2市4町の多様な実態を踏まえ、地域審議会の機能を包括した「地域自治区」を設置することとし、そのあり方について検討していく。

8 組織・機構について

簡素で効率的な行政組織をめざし、本庁支所によるネットワーク市役所を構築する。

会議録署名委員の指名について（案）

出雲地区合併協議会会議運営規程第 8 条の規定に基づき、会議録署名委員は、会議ごとに議長が 2 名を指名することとなる。

会議運営の円滑化を図るため、会議録署名委員の指名について、あらかじめ次のように取り決めておくものとする。

< 取り決め案 >

1. 議会委員 1 名と学識経験を有する委員 1 名の組み合わせとし、同じ市町の組み合わせはしない。
2. 下表に基づき、出席委員のうちから議長が当日指名する。
3. 該当する区分の委員が全て欠席の場合は、その都度調整する。

回	議会委員	学識経験委員
1	出雲市議会	大社町
2	平田市議会	湖陵町
3	佐田町議会	多伎町
4	多伎町議会	佐田町
5	湖陵町議会	平田市
6	大社町議会	出雲市
7	出雲市議会	大社町
8	平田市議会	湖陵町
9	佐田町議会	多伎町
10	多伎町議会	佐田町
11	湖陵町議会	平田市
12	大社町議会	出雲市

以降、同様の組み合わせで指名していくものとする。

第 1 回出雲地区合併協議会会議録署名委員

	議会委員	学識経験委員
第 1 回		
氏 名		

報告第1号

出雲地区合併協議会規約について、次のとおり報告する。

平成16年3月31日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会規約について

出雲地区（出雲市・平田市・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）の2市4町は、平成16年3月に開会された各市町の議会において、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項に基づいて、「出雲地区合併協議会」を設置することについて、議会の議決を求めたところ、大社町は3月16日、平田市、多伎町及び湖陵町は3月17日、出雲市及び佐田町は3月18日にそれぞれ同議案が可決され、3月18日付けで出雲地区合併協議会規約が施行したので報告する。

出雲地区合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町(以下「2市4町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、出雲地区合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 2市4町の合併に関する協議
 - (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、2市4町の合併に関し必要な事項
- (事務所)

第4条 協議会の事務所は、出雲市今市町北本町2丁目1番地12に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、2市4町の長の協議により、2市4町の長のうちからこれを選任する。

- 2 副会長は、2市4町の長のうちから前項の規定により会長に選任された者を除く5名をもって充てる。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 2市4町の議会の議長
- (2) 2市4町の議会が推薦する議員各1名
- (3) 2市4町の長が協議して定めた学識経験を有する者23名以内

- 2 委員は、非常勤とする。

(顧問)

第8条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、2市4町の長の協議により、合併に関する事項について識見を有する者のうちからこれを選任する。

- 3 会長は、必要に応じて顧問に意見を求めることができる。

- 4 顧問は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(関係職員等の出席)

第12条 会長は、必要に応じて2市4町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第13条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(市長・町長会及び幹事会)

第14条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に市長・町長会及び幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員は、2市4町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 協議会に要する経費は、2市4町で協議して負担するものとする。

2 2市4町は、前項の規定による負担金を、年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

(監査)

第17条 協議会の出納の監査は、会長が2市4町の監査委員のうちから協議会の同意を得て委嘱した2名の監査委員が行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市町の例により会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第19条 協議会の委員、顧問及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けられることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

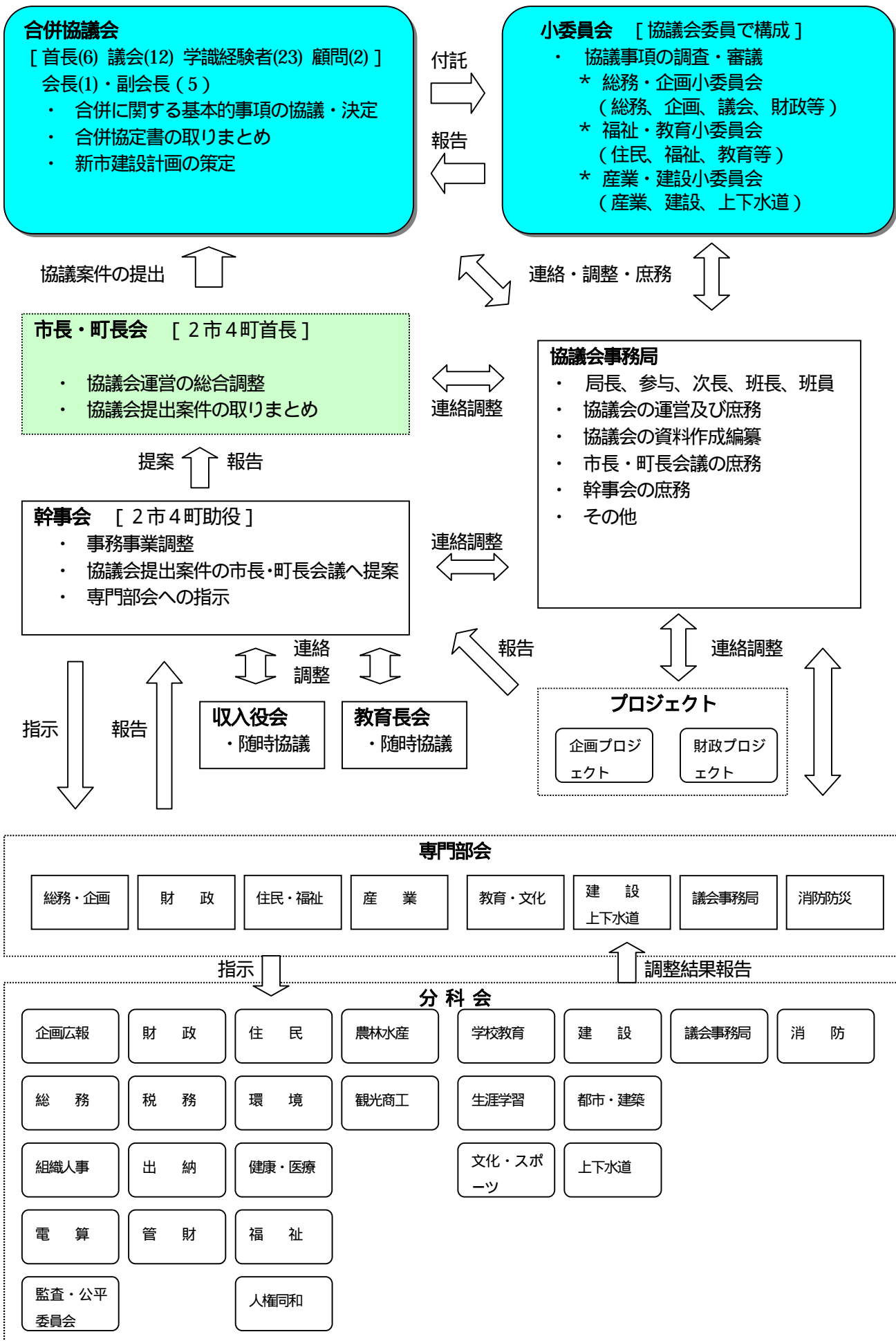
(施行期日)

1 この規約は、平成16年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第16条第2項中「年度開始後」とあるのは「協議会の予算成立後」と読み替えるものとする。

出雲地区合併協議会 組織体制



報告第2号

出雲地区合併協議会幹事会規程について、次のとおり報告する。

平成16年3月31日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会幹事会規程について

出雲地区合併協議会規約第14条第1項の規定に基づき協議会に提案する必要な事項を協議又は調整するために設置された幹事会について、同条第2項の規定に基づき、その組織及び運営に関する事項を定めたので報告する。

出雲地区合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 出雲地区合併協議会規約(以下「規約」という。)第14条第2項の規定に基づき、出雲地区合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、2市4町の合併の必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、2市4町の助役の職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に次の役員を置く。

(1) 幹事長 1名

(2) 副幹事長 2名

3 役員は、幹事の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会等)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 幹事会は、所掌事務に関する専門的事項について、必要に応じてプロジェクトを置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第15条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月18日から施行する。

報告第3号

出雲地区合併協議会専門部会規程について、次のとおり報告する。

平成16年3月31日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会専門部会規程について

出雲地区合併協議会規約第3条に掲げる事項について、幹事会の指示を受け、専門的に協議又は調整するための専門部会について、出雲地区合併協議会幹事会規程第7条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めただけ報告する。

出雲地区合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 出雲地区合併協議会幹事会規程(以下「規程」という。)第7条第1項の規定に基づき、出雲地区合併協議会(以下「協議会」という。)の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の指示を受け、出雲地区合併協議会規約(以下「規約」という。)第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる組織とする。

2 専門部会は、必要に応じて、分科会を置くことができる。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 役員は、構成員の協議により定めるものとする。

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事会の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係者等の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町の担当部門が行う。

(費用弁償)

第9条 第6条第3項に定める者が会議に出席したときの費用弁償は、協議会の会長の属する市町の例により支給する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月18日から施行する。

別表(第3条関係)

専門部会名	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖耶凌町	大社町	
総務・企画	総務部長 総務部次長 文化企画部次長 総務課長 人事課長 IT推進課長 国際交流課長 監査委員事務局長	総務部次長 総務課長 総合政策課長 地域振興課長 監査委員事務局長 選挙管理委員会事務局長	総務課長 合併対策室長 議会事務局長	総務課長 町民課長 議会事務局長 地域振興課長	総務課長 議会事務局長	総務課長 広域振興課長 まちづくり推進課参事 議会事務局長	
財政	財政部長 財政部次長(税務課長) 出納室長 財政課長 会計管理課長 工事検査課長	総務部長 総務部次長 財政課長 会計課長 技術管理課長	総務課長 町民課長	総務課長 町民課長 出納室長	総務課長 町民生活課長 出納室長	財政課長 税務課長 出納室長	
住民・福祉	市民福祉部長 市民福祉部次長 文化企画部次長 健康増進課長 保険年金課長 市民課長 環境保全課長 人権同和対策課長 学校教育課長 IT推進課長 国際交流課長	民生部長 病院事務局長 環境保全課長 市民課長 保険課長 地域保健センター所長 生涯学習課長	健康福祉課長 町民課長 総務課長	健康福祉課長 町民課長	町民生活課長 健康福祉課長 総務課長	健康福祉課長 町民生活課長 教育課長	
産業	産業振興部長 産業振興部次長 農林基盤課長 商工振興課長 産業経済課長 観光政策課長 農業委員会事務局長	地域振興課長 総合政策課長 農林水産課長	産業振興課長 建設課長	産業振興課長 建設課長	経済課長 建設課長	農林水産課長 農業委員会事務局長 観光商工課長	

専門部会名	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
教育・文化	文化企画部長 教育次長 総務部次長 文化企画部次長 芸術文化振興課長 スポーツ振興課長 図書館報センター長 総務企画課長 学校教育課長 出雲科学館副館長 学校給食センター長	教育総務課長 生涯学習課長 育児支援課長	教育課長	教育課長 生涯学習センター準備室長	教育課長	教育課長 まちづくり推進課参事 図書館・町史編さん室 館長兼室長
建設・上下水道	建設事業部長 都市整備部長 水道局長・下水道部長 建設企画課長 道路河川課長 建築課長 都市計画課長 駅前周辺整備課長 北谷区画整理課長 下水道課長 水道局営業課長 水道局施設課長 往路整備企画官	建設経済部長 建設経済部次長 土地区画整理課長 技術管理課長 下水道課長 水道課長 都市開発課長	建設課長 産業振興課長 町民課長	建設課長 地域振興課長	建設課長	建設課長 上下水道課長 農林水産課長
議会事務局	議会事務局次長 議会事務局次長	議会事務局次長	議会事務局次長	議会事務局次長	議会事務局次長	議会事務局次長
消防	消防長 消防次長 消防次長 総務課長 警防課長	消防長 消防総務課長 防災安全課長	総務課長	総務課長	総務課長	消防副長

報告第 4 号

出雲地区合併協議会分科会規程について、次のとおり報告する。

平成 1 6 年 3 月 3 1 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会分科会規程について

出雲地区合併協議会規約第 3 条に掲げる事項について、専門部会長の指示を受け、専門的に協議又は調整するための分科会について、出雲地区合併協議会専門部会規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、必要な事項を定めたので報告する。

出雲地区合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 出雲地区合併協議会専門部会規程(以下「規程」という。)第3条第2項の規定に基づき、出雲地区合併協議会(以下「協議会」という。)の分科会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、出雲地区合併協議会専門部会長(以下「専門部会長」という。)の指示を受け、出雲地区合併協議会規約(以下「規約」という。)第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げる組織とする。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1名

(2) 副分科会長 1名

2 役員は、構成員の協議により定めるものとする。

(役員職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、専門部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、分科会の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係者等の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、専門部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町の担当部門が行う。

(費用弁償)

第9条 第6条第3項に定める者が会議に出席したときの費用弁償は、協議会の会長の属する市町の例により支給する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月18日から施行する。

別表(第3条関係)

専門部会名	分科会名	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	構成員
総務・企画	企画・広報	政策課 国際交流課 市民学習課 総務課	総合政策課 地域振興課 秘書課	合併対策室 総務課	総務課 町民課 地域振興課	総務課	まちづくり推進課 地域振興課 総務課	左欄に掲げる所 管課に属する職 員
		総務課 政策課	総務課	合併対策室 総務課	総務課 議会事務局 町民課	総務課	総務課	同上
	組織・人事	人事課	総務課	総務課	総務課	総務課	同上	
	電算	IT推進課	総務課 総合政策課	総務課	地域振興課	総務課	同上	
	監査・公平委員 会	監査委員事務局	監査委員事務局	議会事務局 局長	議会事務局 総務課	総務課	議会事務局	同上
	財政	財政課 会計管理課 工事検査課	財政課 会計課 技術管理課 税務課	総務課	総務課	総務課	財政課	同上
	税務	税務課	税務課	町民課	町民課	町民生活課	税務課	同上
	出納	出納室	会計課	出納室	出納室	出納室	出納室	同上
	管財	財政課 会計管理課	技術管理課 総務課	総務課	総務課	総務課	財政課	同上
	財政							

専門部会名	分科会名	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	構成員
住民・福祉	住民	市民課 IT推進課	市民課	町民課	町民課	町民生活課	町民生活課	同上
	環境	環境保全課 市民課	環境保全課	健康福祉課	町民課	町民生活課	町民生活課	同上
	健康・医療 (国保含む)	健康増進課 保険年金課 税務課	病院総務課 地域保健センター 市民課 税務課 保険課	健康福祉課	健康福祉課 町民課	健康福祉課 町民生活課	健康福祉課 町民生活課	同上
	福祉 (介護含む)	介護保険課 福祉推進課 税務課	育児支援課 住民福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	健康福祉課	同上
	人権同和	人権同和対策課 学校教育課 国際交流課 福祉推進課 市民学習課	生涯学習課	教育委員会 総務課	町民課 教育委員会	総務課 教育委員会	教育課 健康福祉課 町民生活課	同上
産業	農林水産	農林基盤課 農業政策課 産業誘致課 農業委員会事務局	農林水産課 農業委員会	産業振興課 建設課	産業振興課 建設課	経済課	農林水産課 農業委員会	同上
	観光商工	商工振興課 産業誘致課	地域振興課 総合政策課	産業振興課	産業振興課	経済課	観光商工課	同上

専門部会名	分科会名	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	構成員
教育・文化	学校教育	総務企画課 学校教育課 出雲科学館 学校給食センター	教育総務課 育児支援課 学校給食センター	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育課 図書館	同上
	生涯学習	図書情報センター 出雲科学館 政策課 市民学習課	生涯学習課	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育課	同上
	文化・スポーツ	芸術文化振興課 スポーツ振興課	生涯学習課	教育委員会	教育委員会	教育委員会	教育課 町史編さん室 まちづくり推進課	同上
建設・上下水道	建設	建設企画課 道路河川課 財政課	建設課 都市開発課 農林水産課	建設課 町民課	建設課	建設課	建設課	同上
	都市・建築	都市計画課 建築課 駅前周辺整備課 北部区画整理課	都市開発課 土地区画整理課 技術管理課	産業振興課 総務課	建設課 地域振興課	建設課	建設課	同上
	上下水道	下水道課 営繕課 施設課 営業課	下水道課 水道課	建設課	建設課	建設課	上下水道課 農林水産課	同上
議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	
消防	消防	総務課 消防事務組合 警防課 予防課 総務課	消防総務課 防災安全課	総務課	総務課	総務課	消防本部	同上

報告第5号

出雲地区合併協議会事務局規程について、次のとおり報告する。

平成16年3月31日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会事務局規程について

出雲地区合併協議会規約第15条第1項の規定に基づき協議会の事務を処理するため協議会に事務局を設置することについて、同条第3項の規定に基づき、必要な事項を定めたので報告する。

出雲地区合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 出雲地区合併協議会規約(以下「規約」という。)第15条第3項の規定に基づき、出雲地区合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて島根県職員を助言者として支援要請することができるものとする。
- 3 分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
 - (2) 事務局長の職務の補佐
 - (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職の代理
- 3 班長は、上司の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の管理
- (2) 自己の班に属する職員の指揮監督
- (3) 班相互間の連絡及び調整

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 協議会の幹事会及び専門部会との調整に関すること。
- (2) 職員研修会の実施に関すること。
- (3) 協議会だよりの編集及び発行に関すること。
- (4) 事務事業実態調査の取りまとめに関すること。
- (5) その他事務局の運営に係る基本方針に関すること。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第9条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、職員が所属する市町及び関係機関の例によるものとする。

(職員の給与等)

第10条 職員の給与については、それぞれ派遣する市町の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の属する市町の例により協議会が支給する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月18日から施行する。

別表第1(第3条関係)

班名	分掌事務
総務班	1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 合併に係る広報に関すること。 5 合併に係る資料の編纂に関すること。 6 人事に関すること。 7 報酬等支給に関すること。 8 その他他の班に属さないこと。
計画班	1 市町村建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 予算編成に関すること。
調整1班	1 総務・企画専門部会に関すること。 2 財政専門部会に関すること。 3 議会事務局専門部会に関すること。 4 消防専門部会に関すること。
調整2班	1 住民・福祉専門部会に関すること。 2 教育・文化専門部会に関すること。
調整3班	1 産業専門部会に関すること。 2 建設・上下水道専門部会に関すること。

別表第2(第8条関係)

1 名称	出雲地区合併協議会の印	出雲地区合併協議会会長の印	出雲地区合併協議会事務局長の印
2 ひな形	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 出雲地区 合併協議 会之印 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 出雲地区 合併協議 会会長印 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 出雲地区合 併協議会事 務局長之印 </div>
3 寸法	2.1 cm×2.1 cm	2.1 cm×2.1 cm	1.8 cm×1.8 cm
4 書体	楷書体	楷書体	楷書体
5 用途	対外全般	対外全般	対外全般

報告第6号

出雲地区合併協議会事務局参与設置規程について、次のとおり報告する。

平成16年3月31日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会事務局参与設置規程について

島根県との調整を円滑に行い、また専門的な助言を受けるため、協議会の事務局に参与を置くことについて定めたので報告する。

出雲地区合併協議会事務局参与設置規程

(設置)

第1条 島根県との調整を円滑に行い、また、専門的な助言を得るため、協議会事務局に参与を置く。

(職務)

第2条 参与の職務は、次のとおりとする。

- (1) 合併協議会に関する専門的助言及び調整
- (2) 市町村建設計画に関する専門的助言及び調整
- (3) 前2号に掲げるもののほか、2市4町の合併に関し必要な事項
(任期等)

第3条 参与は、島根県出雲総務事務所地域振興課長をもって充てる。

2 参与の設置は、合併協議会解散の日までとする。

(費用弁償等)

第4条 参与の費用弁償の額及び支給方法に関しては、出雲地区合併協議会事務局規程の旅費に関する規定の例による。

2 参与に対しては、その職務を遂行するうえで必要な便宜供与を行うものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月18日から施行する。

報告第7号

出雲地区合併協議会財務規程について、次のとおり報告する。

平成16年3月31日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会財務規程について

出雲地区合併協議会規約第18条の規定に基づき、協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項について定めたので報告する。

出雲地区合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 出雲地区合併協議会規約(以下「規約」という。)第18条の規定に基づき、出雲地区合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の負担金、県支出金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(出納及び現金の保管)

第4条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第5条 会長は、協議会の事務局職員のうちから、協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充用)

第6条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(決算等)

第7条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係市町長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、会長の属する市町の例により、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月18日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。

報告第8号

出雲地区合併協議会委員等の公務災害補償の取扱いについて、次のとおり報告する。

平成16年3月31日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会委員等の公務災害補償の取扱いについて

出雲地区合併協議会の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員が協議会活動中又は協議会会議等へ出席のための移動中に生じた災害による公務災害補償の取扱いについて定めたので報告する。

出雲地区合併協議会委員等の公務災害補償の取扱いについて

出雲地区合併協議会の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員（以下「委員等」という。）の公務災害補償の取扱いについては、下記のとおりとする。

記

1 制度の適用

- (1) 2市4町に所属する委員等が、協議会活動中又は協議会会議等への出席のための移動中に生じた災害によって、公務災害補償の適用を受けるような場合においては、出雲市の制度〔議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和60年出雲市条例第1325号）〕、平田市の制度〔議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年平田市条例第4号）〕、佐田町の制度〔議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年佐田町条例第1号）〕、多伎町の制度〔議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年多伎町条例第3号）〕、湖陵町の制度〔議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年湖陵町条例第2号）〕、大社町の制度〔議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年大社町条例第21号）〕を適用するものとする。
- (2) (1)以外の委員等は、出雲地区合併協議会会長の属する市町の例による。

2 事務

1による委員等の公務災害補償事務は、それぞれの所属する市町において執行するものとする。

3 経費の負担

1により委員等に対し公務災害補償を適用した場合における経費は、2市4町が均等に負担するものとする。

4 適用除外

2市4町その他の地方公共団体の常勤の行政職の職員にあっては、それぞれの身分に基づき、それぞれの団体の制度により公務災害補償の適用を受けるものとし、本件による取り決めは適用しないものとする。

報告第9号

平成15年度出雲地区合併協議会予算について、専決処分したので報告する。

平成16年3月31日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

平成15年度出雲地区合併協議会予算について

出雲地区合併協議会規約第18条及び出雲地区合併協議会財務規程第2条第2項の規定に基づき、出雲地区合併協議会の平成15年度予算を調製し、次のとおり専決処分したので報告する。

専第1号

平成15年度出雲地区合併協議会予算について、出雲地区合併協議会財務規程第9条の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成16年3月18日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

平成15年度

出雲地区合併協議会予算書

平成15年度 出雲地区合併協議会予算書

平成15年度 出雲地区合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,500千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 平成15年度中の当協議会の予算支出に当たり、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成16年3月18日専決

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入	款	項	金額
1. 負担金			1,500
2. 諸収入		1. 負担金	1,500
		1. 諸収入	0
	歳入	合計	1,500

(単位：千円)

歳出	款	項	金額
1. 運営費			1,330
		1. 会議費	970
		2. 事務費	360
2. 事業費			50
		1. 事業推進費	50
3. 予備費			120
		1. 予備費	120
	歳出	合計	1,500

予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(単位：千円)

歳入	款	本年度予算額	前年度予算額	比較	
				比	較
1.	負担金	1,500	0	1,500	
2.	諸収入	0	0	0	
歳入	合計	1,500	0	1,500	

(単位：千円)

歳出	款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国庫支出金	地方債	その他	
1.	運営費	1,330	0	1,330				1,330
2.	事業費	50	0	50				50
3.	予備費	120	0	120				120
歳出	合計	1,500	0	1,500	0	0	0	1,500

2. 歳入

(単位：千円)

1. 負担金

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 負担金	1,500	0	1,500	1. 負担金	1,500	合併協議会負担金 出雲市 891 平田市 296 佐田町 47 多伎町 43 湖陵町 59 大社町 164
計	1,500	0	1,500			

(単位：千円)

2. 諸収入

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 諸収入	0	0	0	1. 雑入	0	預金利子等
計	0	0	0			

3. 歳出

(単位：千円)

1. 運営費

1. 会議費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 会議費	970	0	970	1. 報酬	67	合併協議会費 970
				9. 旅費	33	
				11. 需用費	680	
				14. 使用料及び 賃借料	190	
計	970	0	970		970	

(単位：千円)

2. 事務費

1. 運営費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 事務費	360	0	360	9. 旅費	5	職員旅費 5
				11. 需用費	156	事務所管理費 28 公用車管理費 63
				12. 役務費	33	事務所事務費 264
				14. 使用料及び 賃借料	166	
計	360	0	360		360	

(単位：千円)

2. 事業費 1. 事業推進費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 事業推進費	50	0	50	11. 需用費	50 事業推進共通経費 50	
計	50	0	50		50	

(単位：千円)

3. 予備費 1. 予備費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 予備費	120	0	120	予備費	120	
計	120	0	120		120	

平成15年度出雲地区合併協議会事業計画

事業名	細目	事業内容
1. 合併協議会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> * 協議会 * 市長・町長会 * 幹事会 * 専門部会・分科会等 	<ul style="list-style-type: none"> * 協議会は1回開催 * 市長・町長会、幹事会等は必要に応じ随時開催する。

議案第 1 号

出雲地区合併協議会会議運営規程について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 3 月 3 1 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会会議運営規程について

出雲地区合併協議会規約第 11 条第 3 項の規定に基づき、会議の運営に関し必要な事項を定めることについて、会議に諮りたいので提出する。

出雲地区合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、出雲地区合併協議会規約第11条第3項の規定に基づき、出雲地区合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

（会長等の責務）

第3条 会長（以下「議長」という。）は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（会議の進行）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

（傍聴）

第6条 会議は傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

（会議録）

第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- （1）開催日時及び場所
- （2）出席委員等の氏名
- （3）議題及び議事の要旨
- （4）その他議長が必要と認めた事項

（会議録署名委員）

第8条 会議録に署名すべき委員は、2名とし、議長が会議において指名する。

（会議録等の公開）

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 前項の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

（規律）

第10条 何人も、会議中にみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

（関係者の出席）

第11条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（委任）

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月31日から施行する。

議案第 2 号

出雲地区合併協議会小委員会設置規程について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 3 月 3 1 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会小委員会設置規程について

出雲地区合併協議会規約第 13 条第 2 項の規定に基づき、小委員会の組織及び運営に関する事項を定めることについて、会議に諮りたいので提出する。

出雲地区合併協議会小委員会設置規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、出雲地区合併協議会（以下「協議会」という。）規約（以下「協議会規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、協議会に設置される小委員会（以下「小委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（小委員会の名称及び所掌事項）

第2条 小委員会の名称及び所掌事項は、別表第1のとおりとする。

（委員）

第3条 小委員会の構成委員は、別表第2に掲げるとおりとし、協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する。

（組織）

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

（会議）

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（関係者の出席）

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（報告）

第7条 委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果について、協議会の会議に報告するものとする。

（任期）

第8条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項について、協議会に報告し、確認を受けた時をもって終了する。

（庶務）

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（費用弁償）

第10条 第6条に定める者が会議に出席したときの費用弁償は、協議会の会長の属する市町の例により支給する。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月31日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名 称	所 掌 事 項	
	新市建設計画関連	合併協定項目関連
総務・企画 小委員会	新市建設計画における総務・企画、 財政、議会及び消防・防災に関する 事項	合併協定項目における総務・企画、財 政、議会及び消防・防災に関する事項
福祉・教育 小委員会	新市建設計画における住民・福祉及 び教育・文化に関する事項	合併協定項目における住民・福祉及び 教育・文化に関する事項
産業・建設 小委員会	新市建設計画における産業及び建 設・上下水道に関する事項	合併協定項目における産業及び建 設・上下水道に関する事項

別表第2（第3条関係）

名 称	構成委員	委員総数
総務・企画小委員会	1 協議会規約第7条第1項第1号及び同 項第2号に規定する委員（以下「議会委 員」という。）のうちから各市町1名 2 協議会規約第7条第1項第3号に規定 する委員（以下「3号委員」という。）の うちから各市町1名及び各市町選出委員 以外の委員（以下「共通委員」という。） のうちから2名以内	14名以内
福祉・教育小委員会	1 議会委員のうちから各市町1名 2 3号委員のうちから各市町1名及び共 通委員のうちから2名以内	14名以内
産業・建設小委員会	1 議会委員のうちから各市町1名 2 3号委員のうちから各市町1名及び共 通委員のうちから2名以内	14名以内

議案第 3 号

出雲地区合併協議会会議傍聴規程について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 3 月 3 1 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会会議傍聴規程について

出雲地区合併協議会会議運営規程第 6 条第 2 項に基づき、会議の傍聴
に関し、必要な事項を定めたいので提出する。

出雲地区合併協議会会議傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、出雲地区合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、出雲地区合併協議会の会議（以下「会議」という。）における傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 会議の傍聴人の定員は、20人とする。

2 前項の規定にかかわらず、会議場の状況その他特段の理由があると議長が認めたときは、傍聴人の定員を変更することができる。

（傍聴の手續）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で事務局において、傍聴人受付簿（様式第1号）に自己の住所及び氏名を記入の上、事務局の確認を受けなければならない。

2 傍聴は、会議開催予定時刻の15分前から先着順で受け付ける。ただし、その時点で傍聴希望者が前条で規定する定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決する。

（傍聴席）

第4条 傍聴人は、事務局が指定する傍聴席に着席しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- （4）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- （5）はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- （6）ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音をすることにつき議長の許可を得た者を除く。
- （7）異様な服装をしている者
- （8）下駄、木製サンダルの類を履いている者
- （9）前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （2）私語、放歌、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- （3）はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- （4）飲食及び喫煙をしないこと。
- （5）みだりに席を離れないこと。
- （6）不体裁な行為又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- （7）その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影及び録音等の禁止）

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（職員の指示）

第8条 傍聴人は、会議場において、職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、出雲地区合併協議会会議運営規程第2条第1項ただし書の規定により、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人が、この規程に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月31日から施行する。

様式第1号

傍 聴 人 受 付 簿

[年 月 日・第 回出雲地区合併協議会・場所]

番号	傍聴人氏名	傍聴人住所	確認印	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

議案第 4 号

出雲地区合併協議会会議録等公開規程について、次のとおり提案する。

平成 16 年 3 月 31 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会会議録等公開規程について

出雲地区合併協議会会議運営規程第 9 条第 2 項に基づき、会議の会議録等の公開に関し、必要な事項を定めたいので提出する。

出雲地区合併協議会会議録等公開規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、出雲地区合併協議会会議運営規程第9条第2項の規定に基づき、出雲地区合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の会議録及び会議に提出された文書（以下「会議録等」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議録等は、公開を原則とする。

（公開の制限）

第3条 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項その他公開に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、公開しないことができる。

（公開する文書）

第4条 公開する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りではない。

2 前項の文書（以下「公開情報」という。）には、電子化した情報を含むものとする。

（公開の方法）

第5条 公開情報は、協議会の事務局及び協議会のホームページ上で公開するものとする。

（費用負担）

第6条 公開情報の入手に際し必要な経費は、公開を申請する者の負担とする。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、会議録等の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月31日から施行する。

議案第 5 号

出雲地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 3 月 3 1 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

出雲地区合併協議会規約第 19 条第 1 項の規定に基づき、協議会の委員、顧問及び監査委員の報酬並びに職務を行うために要する費用弁償を支給するため、同条第 2 項の規定に基づき、協議会の委員等の報酬、費用弁償の額、支給方法等について、会議に諮りたいので提出する。

出雲地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、出雲地区合併協議会規約（以下「規約」という。）第19条第2項の規定に基づき、出雲地区合併協議会（以下「協議会」という。）の委員、顧問及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 協議会の委員等の報酬は、日額3,170円とする。ただし、地方公共団体の特別職、一般職及び市町議会議員については、これを支給しない。

（費用弁償）

第3条 協議会の委員等が、協議会の会議等に出席したとき、又は協議会の職務を行うために在勤地（出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の区域をいう。）以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、地方公共団体の特別職及び一般職については、これを支給しない。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、出雲市職員等の旅費に関する条例（出雲市条例第855号。）の規定を準用する。

（在勤地内の旅費）

第4条 在勤地内における旅費（以下「管内旅費」という。）の額については、前条に規定にかかわらず、別表のとおりとする。ただし、当該旅行の路程が3キロメートル以内の場合の管内旅費は、支給しない。

2 前項の規定により同一日に二地区以上の用務地へ旅行した場合には、その現によった経路によって計算した額の旅費を支給する。

3 旅行者が、公務上の必要その他やむを得ない事情により第1項及び第2項に規定する管内旅費で、当該旅行に要した実費額を支弁することが出来ない場合及び公用の交通機関以外の交通機関を利用したときは、当該実費額（宿泊料を除く。）を支給する。

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月31日から施行する。

議案第6号

出雲地区合併協議会監査委員の選任の同意について、次のとおり提案する。

平成16年3月31日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会監査委員の選任の同意について

出雲地区合併協議会規約第17条第1項の規定に基づき、協議会の出納の監査は、会長が2市4町の監査委員のうちから協議会の同意を得て2名を委嘱して行うことから、監査委員の選任の同意を求めたいので、提出する。

出雲地区合併協議会監査委員の選任の同意について

出雲地区合併協議会規約第17条第1項の規定により、下記の者を監査委員に選任することについて、同意を求める。

平成16年3月31日提案

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

記

出雲市監査委員 勝 部 一 郎

大社町監査委員 多々納 幸 造

議案第7号

出雲地区合併協議会会議運営申し合わせ事項について、次のとおり提案する。

平成16年3月31日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会会議運営申し合わせ事項について

出雲地区合併協議会の会議運営申し合わせ事項について、別紙のとおり提出する。

出雲地区合併協議会会議運営申し合わせ事項（案）

出雲地区合併協議会規約第 11 条第 3 項及び第 13 条第 2 項の規定に基づき、協議会会議の運営等に関し、次のとおり定めるものとする。

1 協議会の開催

会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 毎月第 2 及び第 4 金曜日（議会月を含み、必要に応じ開催する）
- (2) 開催時間 午後 2 時から 5 時まで（必要に応じて変更（午前・夜間開催等））
- (3) 開催場所 出雲交流会館（出雲市今市町北本町 2-1-12）

2 提出する議題の定義

- (1) 報告第 号 当該協議会に報告し、承認を求めるもの
例）会長専決など
- (2) 議案第 号 当該協議会に諮り、決定するもの
- (3) 協議第 号 重要案件として、当該協議会に提案し、次回以降の協議会で議案として決定するもの、または、小委員会へ付託するもの
例）協定項目、新市建設計画など

3 小委員会の取扱い

- (1) 小委員会の会議は、原則として公開する。ただし、協議により、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

4 資料提供の取扱い

- (1) 協議会及び小委員会の当日の会議資料は、原則として公開し、傍聴席に配布する。
- (2) 会議録については、調製しだい公開するものとする。

議案第 8 号

平成 16 年度出雲地区合併協議会予算について、次のとおり提案する。

平成 16 年 3 月 31 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

平成 16 年度出雲地区合併協議会予算について

出雲地区合併協議会規約第 18 条及び出雲地区合併協議会財務規程第 2 条第 2 項の規定に基づき、出雲地区合併協議会の平成 16 年度予算を調製したので、協議会に提出する。

平成16年度

出雲地区合併協議会予算書

平成16年度 出雲地区合併協議会予算書

平成16年度 出雲地区合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,000千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 平成16年度中の当協議会の予算支出に当たり、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成16年3月31日提出

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入	款	項	金額
1. 負担金			60,000
2. 諸収入		1. 負担金	60,000
		1. 諸収入	0
3. 繰越金		1. 繰越金	0
		歳入合計	60,000

(単位：千円)

歳出	款	項	金額
1. 運営費			20,210
		1. 会議費	5,390
		2. 事務費	14,820
2. 事業費		1. 事業推進費	38,990
			800
3. 予備費		1. 予備費	800
		歳出合計	60,000

予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(単位：千円)

歳入	款	本年度予算額	前年度予算額	比較	
				比	較
1.	負担金	60,000	1,500	58,500	
2.	諸収入	0	0	0	
3.	繰越金	0	0	0	
歳入	合計	60,000	1,500	58,500	

(単位：千円)

歳出	款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国庫支出金	地方債	その他	
1.	運営費	20,210	1,330	18,880				20,210
2.	事業費	38,990	50	38,940				38,990
3.	予備費	800	120	680				800
歳出	合計	60,000	1,500	58,500	0	0	0	60,000

2. 歳入

1. 負担金

(単位：千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 負担金	60,000	1,500	58,500	1. 負担金	60,000	合併協議会負担金 出雲市 23,768 平田市 7,896 佐田町 6,244 多伎町 6,148 湖陵町 6,584 大社町 9,360
計	60,000	1,500	58,500			

2. 諸収入

(単位：千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 諸収入	0	0	0	1. 雑入	0	預金利子等
計	0	0	0			

3. 繰越金

(単位：千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	0	0	0	1. 繰越金	0	平成15年度繰越金
計	0	0	0			

3. 歳出

(単位：千円)

1. 運営費

1. 会議費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 会議費	5,390	970	4,420	1. 報酬	2,350	合併協議会費 3,060 小委員会費 2,330
				9. 旅費	890	
				11. 需用費	1,830	
				14. 使用料及び 賃借料	320	
計	5,390	970	4,420		5,390	

2. 事務費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 事務費	14,820	360	14,460	9. 旅費	680	職員旅費 680
				11. 需用費	7,320	事務所管理費 660 公用車管理費 1,580
				12. 役務費	1,040	事務所事務費 9,880
				14. 使用料及び 賃借料	3,760	事務所備品費 200 臨時職員雇用費 1,820
				18. 備品購入費	200	
				19. 負担金補助 及び交付金	1,820	
計	14,820	360	14,460		14,820	

2. 事業費 1. 事業推進費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 事業推進費	38,990	50	38,940	8. 報償費	120	研修視察費 講演会費 広報啓発費 新市建設計画策定業務費 事務事業一元化支援業務費 例規調査策定支援業務費 事業推進共通経費
				9. 旅費	1,110	
				11. 需用費	13,560	
				12. 役務費	2,600	
				13. 委託料	20,900	
14. 使用料及び 賃借料	700					
計	38,990	50	38,940		38,990	

3. 予備費 1. 予備費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 予備費	800	120	680	予備費	800	
計	800	120	680		800	

平成16年度出雲地区合併協議会事業計画

事業名	細目	事業内容
1. 合併協議会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> * 協議会 * 小委員会 * 市長・町長会 * 幹事会 * 専門部会・分科会 	<ul style="list-style-type: none"> * 協議会は月2回程度開催 * 小委員会は適宜開催 * 市長・町長会、幹事会等は協議会開催前及び必要に応じ随時開催する。
2. 新市建設計画策定業務	<ul style="list-style-type: none"> * 素案作成 * 住民説明会 * 県協議 * 計画の調整・決定 	<ul style="list-style-type: none"> * 6月を目途に素案を作成、住民説明会及び県への事前協議を経て、計画を策定する。
3. 事務事業一元化事業	<ul style="list-style-type: none"> * 事務事業一元化支援 * 例規調査策定支援 	<ul style="list-style-type: none"> * 事務事業一元化に向けた業務を実施する。 * 例規体系整備のための業務を実施する。
4. 調査研究事業	<ul style="list-style-type: none"> * 専門部会・分科会先進地視察 	<ul style="list-style-type: none"> * 専門部会・分科会での協議の参考とするため視察を実施する。
5. 住民参加・意識啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> * 市町村合併講演会開催 * 協議会だよりの発行 * ホームページ作成・更新 	

議案第9号

出雲地区合併協議会のスケジュールについて、次のとおり提案する。

平成16年3月31日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会のスケジュールについて

出雲地区合併協議会のスケジュールについて、別紙のとおり提出する。

出雲地区(2市4町)合併協議会スケジュール(案)

項目	年度	平成16年度										
	月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1~3
広報、ホームページ、住民周知							住民説明会					合併に向けた住民広報
合併協議会 <small>協議会(月2回) 常任小委(随時) 市長・町長会(随時) 幹事会(随時) 部会、分科会(随時)</small>		第1回 規約、運営、協議	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回 ★ 調印式	第11回 補正、協議終了
新市建設計画		策定方針、理念	基本方針		主要施策、全体計画、財政計画			県協議				
関係市町議会		議会 協議会設置議決			議会		臨時議会 8月下旬 合併議決	議会			議会	議会
合併申請手続き								知事申請	国協議		県議会議決	知事処分決定 大臣告示
合併準備体制		体制協議 指示	<small>◎ 視察 合併準備推進本部(助役・合併担当部課長) 専門部会(部課長レベル) 分科会(担当レベル...基本的に全職員) 合併準備事務局(合併協事務局)</small>									

新市施行
H16年度中

議案第 10 号

出雲地区合併協議会合併協定項目について、次のとおり提案する。

平成 16 年 3 月 31 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会合併協定項目について

出雲地区 2 市 4 町（出雲市・平田市・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）の合併協定項目については、次のとおりとする。

- 1 2 市 5 町合併協議会で確認された合併協定項目（25 項目）を基本として協議するものとする。
- 2 1 の場合において、合併協定項目の調整方針については、次の区分により分類して協議するものとする。
 - (1) 引継ぎ
2 市 5 町合併協議会の調整方針を尊重し、そのまま引き継ぐもの
 - (2) 再協議
国の制度改正等の状況変化や枠組みの変更に伴い、調整方針を再協議するもの

なお、具体的な区分については、別紙のとおりとする。

基本協定項目（案）

NO	項目	引継ぎ	再協議	付託先
1	合併の方式			
2	合併の期日			
3	新市の名称			
4	新市の事務所の位置			
5	町、字の区域及び名称の取扱い			
6	慣行の取扱い			
7	財産及び債務の取扱い			
8	条例、規則等の取扱い			
9	議会議員の定数及び任期の取扱い			総務・企画
10	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い			産業・建設
11	一般職の身分の取扱い			総務・企画
12	特別職の身分の取扱い			
13	組織機構の取扱い			総務・企画
14	一部事務組合等の取扱い			
15	公共的団体等の取扱い			
16	消防、救急の取扱い			総務・企画
17	地域審議会の設置に関すること			総務・企画
18	地方税の取扱い			総務・企画
19	使用料、手数料等の取扱い			
20	補助金、交付金の取扱い			
21	国民健康保険事業の取扱い			福祉・教育
22	介護保険事業の取扱い			福祉・教育
23	電算システムの取扱い			
24	各種事務事業の取扱い			
(1)	総合計画			
(2)	広報広聴			
(3)	交通政策			
(4)	国内・国際交流			
(5)	男女共同参画			
(6)	行政改革大綱			
(7)	情報公開			

NO	項目	引継ぎ	再協議	付託先
(8)	儀式・表彰			
(9)	地域コミュニティ・行政連絡員			総務・企画
(10)	金融機関等の指定			
(11)	窓口業務			福祉・教育
(12)	保健事業			福祉・教育
(13)	病院・診療所			
(14)	障害者福祉			
(15)	高齢者福祉			
(16)	児童福祉			
(17)	その他福祉			
(18)	保育			福祉・教育
(19)	環境			福祉・教育
(20)	人権同和			
(21)	農林			産業・建設
(22)	水産			産業・建設
(23)	観光商工			産業・建設
(24)	生涯学習			福祉・教育
(25)	文化・スポーツ			
(26)	学校教育			
(27)	建設			
(28)	公営住宅			
(29)	上下水道			産業・建設
(30)	都市計画			
(31)	建築・景観			
(32)	防災関係			
(33)	新エネルギー・省エネルギー			
25	新市建設計画			
	合計	26項目	32項目	

基本協定項目 25 項目の内、「7項目を引継ぎ」とし、「18項目を再協議」とする。また、各種事務事業に関する項目 33 項目の内、「19項目を引継ぎ」とし、「14項目を再協議」とする。

議案第 11 号

新市建設計画策定方針について、次のとおり提案する。

平成 16 年 3 月 31 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

新市建設計画策定方針について

合併協定項目 25 . 新市建設計画の策定方針について、別紙のとおり提出する。

新市建設計画策定方針(案)

(1) 計画の趣旨

本計画は、出雲地区2市4町（出雲市・平田市・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）の合併後の新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、新市の速やかな総合力発揮の体制確立及び住民福祉の向上、地域の特性を活かした均衡ある発展を図るために策定するものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細で具体的な内容については、本計画に基づいて策定される新市の基本構想、基本計画、実施計画において定めるものとします。

(2) 策定の基本方針

本計画は、新市の建設を進めていくための「基本方針」、基本方針実現のための「主要施策」、新市の方向性を示す「重点プロジェクト」、「公共施設についての考え方」及び「財政計画」を中心に構成します。

本計画は、新市の速やかな総合力の発揮、地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準、文化水準の向上をめざして策定します。

本計画は、合併関係市町の基本計画、基本構想の理念、施策を十分検討しつつ、新市の広い視点に立って策定します。

本計画は、昨今の厳しい地方財政事情を踏まえ、合併効果を最大限に発揮した計画として、ソフト、ハードの事業を盛り込みながら、長期的視点に立って策定します。

財政計画は、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併による行政経費の縮減等による財源確保に加え、合併特例債の活用等により財源の充実を図りつつ、新市建設に対応できる安定的な財政運営を行えるよう策定します。

本計画は、各市町の広報、インターネットによるホームページ、住民説明会の開催、住民意識の把握、住民参加の促進など、住民との対話に努めながら策定します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、合併期日の属する年度及びこれに続く10か年とします。

新市まちづくり大綱

合併協議において合意した「21世紀出雲の國づくり計画」、「合併協定項目」を尊重・継承するとともに、地域特性を活かした新市の均衡ある発展をめざして、住民を主役とした“自立”と“自治”のまちづくりを推進します。

●住民が主役のまちづくり

- ・住民参加と協働のまちづくり
- ・住民の意向を的確に反映できる行政システムの構築

●地域特性が光るまちづくり

- ・総合力を最大限に発揮するネットワーク都市の形成
- ・自治活動の振興と地域の伝統、文化を継承・発展させるまちづくり

●地方分権時代に対応するまちづくり

- ・徹底した行財政改革による簡素で効率的、長期的に安定した行財政運営
- ・行政サービス水準の明確化と、適正な受益と負担の確立
- ・総合的かつ個性的な施策・事業の展開による財政基盤の強化



21世紀 出雲の國づくり計画

國づくりの基本理念

- 2市5町が相互信頼と協力による新設合併(対等合併)を行い、住民を主役とした地方分権時代に対応するまちづくりを推進します。
- 各地域の拠点及び特性、特色を最大限に活かしたネットワーク都市を建設することにより、新市の総合力を高め、発展させることをめざします。
- 産業、福祉、環境、教育文化、観光交流を進め、山陰の中核拠点都市としての役割を果たします。
- 21世紀交流都市として「産業・科学と文化・観光で全国に輝く出雲」を実現できる自立した力強い魅力あふれる20万特例市をめざします。

出雲の國の将来像

- 歴史文化が暮らしに息づくまち
- 都市的機能が充実したまち
- 地域の特性が光るまち

國づくりの基本方針

まちづくりの基本方針

- 交通・物流の中核交流都市の建設
- 山陰をリードする産業拠点機能の充実
- 健康の増進と高度な医療・福祉サービスの提供
- 夢を育む教育と未来を担う人づくり支援の推進
- 文化・自然に恵まれた安心・安全な定住環境の実現
- 地域資源を活かした山陰の観光・文化交流の中心舞台の創造

都市形成方針

- 出雲地域を中核とする新市の基本的地域ネットワーク
 - 山陰の中核拠点づくりをリードする拠点地域
 - 地域特性、自然環境を活かした定住と交流の拠点地域
 - 「出雲の顔」大社を中核とした広域観光拠点
- 出雲地域/産業・医療・福祉中核拠点、科学・文化の交流拠点
 平田地域/臨港交流拠点、地域福祉医療拠点
 斐川地域/農業・工業基盤を持つ広域交通拠点
 佐田地域/食・住・遊の環境整備による人間回帰の空間
 多伎地域/健康文化拠点、観光・交流拠点
 湖陵地域/安心して住みたくなる定住拠点
 大社地域/出雲の國の交流舞台

出雲の國づくりネットワーク

- 交通・自治振興・情報・産業・安心のネットワークづくり

行財政運営の基本方針

- 住民との連携、協働
- 新市の一体化と均衡ある発展
- 行財政改革の推進

新市行政システムの構築

- 地域自治組織の設置
- 地域審議会の設置
- 本庁・支所間のネットワーク市役所を構築

重点プロジェクト

新市の将来像・基本方針を実現するために特に必要な事業を重点プロジェクトとして位置づけました。これらを戦略的に実施することにより、「未来と古代が響き合う日本のふるさと出雲の國づくり」を進めていきます。

■Project1: 出雲の元気づくりプロジェクト

[交通ネットワーク整備事業・活力ある産業の振興]

■Project2: 出雲の安心づくりプロジェクト

[健康安心のまちづくり事業・安心子育てのまちづくり事業]

■Project3: 出雲の未来づくりプロジェクト

[新エネルギー政策の推進・自然環境の保全]

■Project4: 出雲の顔づくりプロジェクト

[出雲大社周辺整備事業・観光資源等のネットワーク化の推進]

新市の施策

- 【つなぐ】交通・物流の中核交流都市の建設
- 【挑む】山陰をリードする産業拠点機能の充実
- 【すこやか】健康の増進と高度な医療・福祉サービスの提供
- 【育む】夢を育む教育と未来を担う人づくり支援の推進
- 【快適】文化・自然に恵まれた安心・安全な定住環境の実現
- 【交わる】地域資源を活かした山陰の観光・文化交流の中心舞台の創造

財政計画

今後の協議会開催予定

月	日	曜	会議名	時間	場所
4	16	金	第2回合併協議会	14:00～17:00	出雲交流会館
	28	水	第3回合併協議会	9:00～12:00	出雲交流会館
5	17	月	第4回合併協議会	15:30～17:30	出雲交流会館
	27	木	第5回合併協議会	9:00～12:00	出雲交流会館
6	10	木	第6回合併協議会	14:00～17:00	出雲交流会館
	25	金	第7回合併協議会	14:00～17:00	出雲交流会館
7	9	金	第8回合併協議会	14:00～17:00	出雲交流会館
	26	月	第9回合併協議会	14:00～17:00	出雲交流会館
8	20	金	第10回合併協議会	14:00～17:00	出雲交流会館

6月以降の予定については、変更の場合があります。

平成16年度カレンダー

4

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16 協議会	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28 協議会	29	30	

5

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17 協議会	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27 協議会	28	29
30	31					

6

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10 協議会	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25 協議会	26
27	28	29	30			

7

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9 協議会	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26 協議会	27	28	29	30	31

8

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20 協議会	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

合併準備について

合併準備への着手について

2市4町では、合併協議と並行して合併に関わる準備作業を推進する組織として平成16年4月1日付で合併準備本部を設置し、合併に関わる事務事業の調整と具体的な準備作業に着手することとする。

合併準備の基本的事項

- 1 合併準備は、平成17年3月末までの合併を想定し行う。
- 2 合併準備は、合併により住民生活に支障を生じさせないように特段の配慮をもって行う。
- 3 合併準備は、関係市町的全職員の参画のもとで総合的かつ柔軟に行う。
- 4 合併準備は、合併時に解決すべき課題を明確にし、着実に作業を行う。
- 5 合併準備は、必要最小限の経費で行う。

合併準備体制

合併準備組織として助役、収入役、教育長、合併担当部課長を構成員とする「出雲地区合併準備本部」を設置し、下部組織として専門部会、分科会（専門部会、分科会は合併協議会と同組織）を置く。

分科会については、必要に応じて専門的な調整を行うワーキンググループや、より具体的な準備作業を行う作業グループを設けるなど、職員総参加による柔軟な対応を図ることとする。また、分科会横断的な作業を必要とする例規、財政についてはプロジェクトを設置して対応する。

合併準備スケジュール

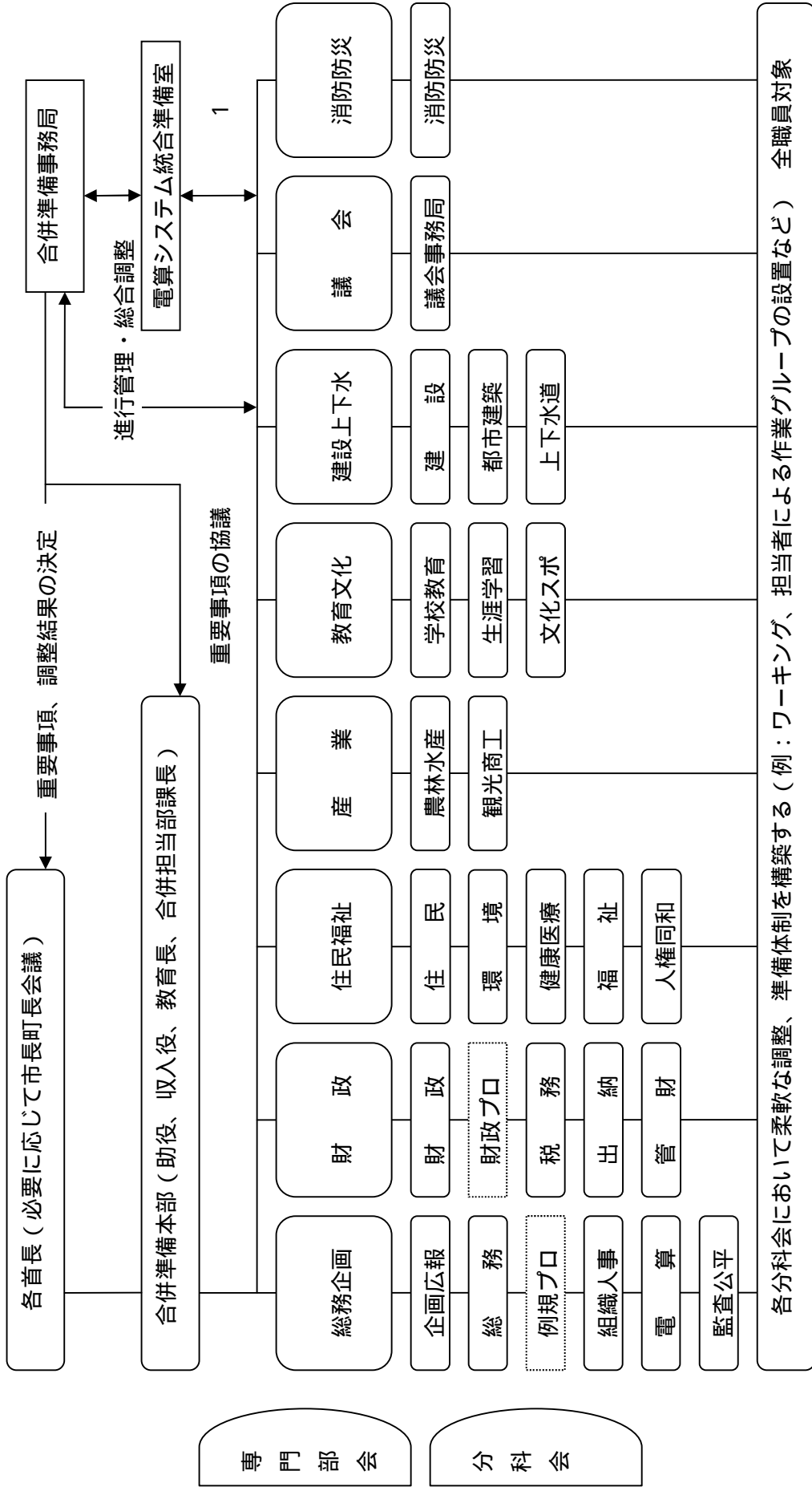
- 1 各事務事業の調整、準備作業は、原則として平成16年12月までに完了するよう、10月には目処をつけるよう作業を行う。
 - 4月 （合併準備全件リスト作成、準備スケジュール作成）
 - 5～6月 （最優先処理事項）... 例規関連、経費関連、手数料等住民関連事項等
 - 7～8月 （次優先処理事項）... 新市予算関連事項等
 - 9～10月（次々優先処理事項）...その他
- 2 平成17年1月～3月については、原則として例規確定、基本的に電算システムのテストラン、職員研修、選挙準備、住民生活影響事項の周知などの期間とする。

合併準備経費

合併準備に要する経費については、次のとおりとする。

- 1 各市町が個別に対応する事務事業については、各市町がそれぞれ予算計上する。
- 2 共同で対応する事務事業については、2市4町で負担割合等について協議して予算計上する。

合併準備本部組織・体制（案）



協議・準備

1 電算システムが関係する部門は、電算システム統合準備室と一体的に協議・準備を実施する。